

令和5年第7回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月18日(火)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 藤本 尚人	13番 田中 耕治
2番 谷 富廣	14番 藤原 和夫
7番 河野 弘彦	15番 長浦 勝幸
9番 河野 耕八郎	17番 藤岡 由信
10番 小田 一夫	18番 松家 安信
12番 都築 吉弘	19番 村上 一好

4. 欠席委員

3番 大久保 孝雄	8番 尾方 隆子
4番 原田 政憲	11番 櫻間 芳幸
5番 藤原 昌樹	16番 安達 英雄
6番 蔭山 勝利	

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第35号 非農地証明願について

第6 議案第36号 令和5年度第4期農用地利用集積計画について(諮問)

7. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>委員の皆様、こんにちは。皆様におかれましては、ご多忙の中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議開催前に、事務局から申し上げます。会議中は、携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より、令和5年第7回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、2番・谷委員さん、3番・大久保委員さん、4番・原田委員さん、5番・藤原委員さん、6番・蔭山委員さん、8番・尾方委員さん、11番・櫻間委員さん、16番・安達委員さんの7名です。なお、今季限りで、農業委員を退任されます、櫻間委員さんから、委員の皆様へ、よろしくお伝えくださいとの言伝をいただいております。</p> <p>只今の出席委員は、12名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。それでは、はじめに、長浦会長から、ご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が、総会の議長として議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議長	それでは、早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。日程第1議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例のように、議長の指名でよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議長	ありがとうございます。それでは、18番、松家委員、19番、村上委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
議長	次に、日程第2議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局長	<p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、第3条は12案件でございますが、これらの申請について、法定の添付書類は整っております。議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字八ノ坪■■■■。地目は、田。面積は、517㎡であります。譲渡人は■■■■、譲受人は■■■■であります。耕作面積は、10,899㎡。通作距離は、500mで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、水</p>

申請地は、脇町字井口 [REDACTED]、ほか7筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、4,439.65㎡であります。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] であります。耕作面積は、1,339㎡。通作距離は、100mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜や果樹を栽培することとしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、井口集会所の北 [REDACTED] に位置する農地であります。

番号7です。

申請地は、脇町別所字別所上 [REDACTED]。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、687㎡であります。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] であります。申請人は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、1.5kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉中学校の南東 [REDACTED] に位置する農地であります。

番号8です。

申請地は、脇町字曾江名 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、566㎡あります。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] であります。申請人は、現在、農地を所有しておりません。申請人の自宅に隣接する農地で、稼働人員は4人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜や果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、江原中学校の南 [REDACTED] に位置する農地であります。

番号9です。

申請地は、脇町字西赤谷 [REDACTED]。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、1,182㎡であります。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] であります。耕作面積は、9,481㎡。通作距離は、4km、稼働人員は2人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、共進集会所の東、 [REDACTED] に位置する農地であります。

番号10です。

申請地は、穴吹町三島字舞中島 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、148㎡あります。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] であります。申請人は、現在、農地を所有しておりません。申請人の自宅に隣接する農地で、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとな

	<p>っています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、三島会館の北、 に位置する農地であります。</p> <p>番号11です。</p> <p>申請地は、穴吹町穴吹字市ノ下 。地目は、畑。面積は、28㎡であります。譲渡人は 、譲受人は であります。申請人は、現在、農地を所有しておりません。申請人の自宅に隣接する農地で、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬市役所の東、 に位置する農地であります。</p> <p>番号12です。</p> <p>申請地は、穴吹町口山字田方 ほか3筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、4,463㎡であります。譲渡人は 、譲受人は であります。当申請は、同一世帯内の親子間の贈与によるものです。申請地は、すべて、自宅周辺の農地であり、稼働人員は1人となっています。農地取得後は、今までどおり、水稻や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧宮内小学校の南 に位置する農地であります。</p> <p>以上、これらの12案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、1番 藤本委員さんお願いします</p>
1番 藤本委員	<p>7月14日に現地確認いたしました。現地確認をしましたところ、現在、この農地は、水稻がきちんと耕作されております。別段、問題は無いと思われれます。</p>
議長	<p>番号2は、12番 都築委員さんお願いします。</p>
12番 都築委員	<p>7月16日に現地確認いたしました。ここは、今までどおり水稻を作付けするようですので、何ら問題は無いと思います。</p>
議長	<p>番号3、番号4は、13番 田中委員さんお願いします。</p>
13番 田中委員	<p>7月15日に現地確認いたしました。3番についてですが、たまたま、 が母親と一緒に畑を耕しており、作付けの準備をしておりました。何</p>

	<p>ら問題は無いと思います。</p> <p>4番についてですが、[]が購入されるということですが、[]の隣の田ですので、何ら問題は無いと思います。審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>番号5は、3番 大久保委員さんですが欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
事務局長	<p>大久保委員より現地確認の結果、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。</p>
議長	<p>番号6、番号7は、19番、村上委員さんお願いします。</p>
19番 村上委員	<p>7月16日に現地確認いたしました。番号6について、[]は、近所同士であります。この農地で人参を栽培するそうです。特に問題はありません。</p> <p>番号7については、草をきれいに刈っており、きちんと耕作すると思います。特に問題はありません。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号8は、10番 小田委員さん</p>
10番 小田委員	<p>7月16日に現地確認いたしました。譲渡される[]ということで、特に問題は無いと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号9は、4番原田委員さんですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
事務局長	<p>原田委員より現地確認の結果、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。</p>
議長	<p>番号10は、2番 谷委員さんお願いします。</p>
2番 谷委員	<p>7月14日に現地確認いたしました。問題無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号11、番号12は、16番 安達委員さんですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
事務局長	<p>安達委員より現地確認の結果、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。</p>
議長	<p>ご報告、ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思います。何かご質疑ございますか。</p>
7番 河野委員	<p>今回も4月から規制緩和ということで、耕作面積がゼロの人が農地を取得することができるようになりましたが、その中で、農業機械のことで、一点気になることがあります。ほとんどの人が、トラクター、耕耘機を所有しており、持ってない人もリースで借りますよということで申請していますが、[]は、ミニパワーショベルとありますが、ショベルの操作が上手な人でしたら、可能かと思いますが、皆さんの意見をお聞きしたい。</p>

議長	9番河野委員。
9番 河野委員	書類作成者として、一言、私も、耕耘機かトラクターがいいんではないかと申請者に言いましたが、申請者は、建設業でパワーショベルの扱いがうまいらしく、また、畑で果樹園をするということで、草刈り機を所有しており、それだけで、耕作は可能だと思います。ショベルは、トラクターでできない段があるところをする予定です。そういうことで、申請者は、ショベルを購入するという事です。以上です。
議長	7番河野委員、ご理解いただけただしょうか。
7番 河野委員	はい、ありがとうございます。
議長	他にご意見ありますか。
委員一同	(意見無し)
議長	無いようです。 それでは、議事参与の制限の対象者となりますのは、番号8の案件、9番、河野委員であります。対象となりました委員の退室を求めます。当該案件の審議が終了次第、再度、入室をしていただきますので、よろしくお願ひします。小休止ます。
	(9番、河野委員 退室)
議長	再開します。それでは、「番号8」の案件につきましての審議を行ないます。それでは、番号8の案件について、お諮りいたします。許可することに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議長	異議なしと、認めます。よって、番号8の案件につきましては、許可することと決定をいたします。委員の入室を認めます。小休します。
	(9番、河野委員 入室)
議長	それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。 続きまして、残り、11案件についてお諮りをいたします。許可することに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議長	異議なしと認めます。よって、残り11案件につきましても、許可することと決定いたします。 以上により、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請12案件につきましては、すべて、許可することと、決定いたします。
議長	次に、日程第3 議案第33号 農地法第4条の規定における許可申請について、事務局からの説明を求めます。

<p>事務局長</p>	<p>議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について、1案件の説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いします。この4条申請については、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。</p> <p>転用場所は、脇町大字北庄字鶴射[]。地目は、畑。面積は、28㎡です。転用者は[]であります。申請地は、申請人が居住する宅地に隣接する農地ですが、既に、宅地と一体として、居宅が建築されています。[]に隣接する宅地[]に居宅を建築した際、申請面積の[]が農地に侵入した形で、建築が行われたものです。この度、建築された建物が未登記であったことから、建物の登記申請を行うにあたり、このことが判明し、追認による許可申請に至ったものです。</p> <p>転用者より、今後は、このようなことが無いように農地法を遵守致しますとの始末書が提出されております。申請地は、徳島県農業共済組合西部支所の北西[]に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>9番 河野委員さんをお願いします。</p>
<p>9番 河野委員</p>	<p>7月17日に現地確認いたしました。[]に分筆登記がなされておりますので、最近、分筆がされております。そして、建物の表記登記のために申請がでており、現場には、平屋建ての家が建っております。[] []まあ、これはしょうがないのではないかと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご報告、ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1についての審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(無し)</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。番号1について 許可相当とすることに、ご異議はございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議無しの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の説</p>

	<p>れぞれ畑。面積は、合わせて、582㎡です。</p> <p>申請者[]より、「非農地証明願」が提出されました。申請地は、相続により取得した土地であり、建築年月日は不明であります。農業用倉庫が建築されております。関係書類を基に、7月4日、19番、村上委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、岩倉中学校の南東[]に位置する農地です。</p> <p>次に、番号2です。</p> <p>申請場所は、脇町新町字新町[]。地目は、畑。面積は、409㎡です。申請者[]より、「非農地証明願」が提出されました。申請地は、相続により取得した土地であり、造成年月日は不明であります。住宅への進入路として、コンクリート舗装されております。関係書類を基に、7月4日、11番、櫻間委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、養護老人ホーム、ひかり荘の西[]に位置する農地です。</p> <p>以上の2案件については、いずれも、申請者から提出されました日本地図センター発行による航空写真からも、20年以上前から宅地として利用されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であること、確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、19番 村上委員さん。</p>
19番 村上委員	<p>先日、事務局とともに現地確認をいたしました。特に問題はございません。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号2は、11番 櫻間委員さんですが、欠席ですので、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>櫻間委員より、現地及び書類の確認の結果、非農地証明願については、問題ないこと、ご報告をいただいております。</p>
議長	<p>ご報告、ありがとうございました。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(無し)</p>
議長	<p>お諮りいたします。以上、2案件の「非農地証明願」について、ご異議は、ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第35号 非農地証明願については、</p>

	「非農地証明書を発行する」 ことと決定いたします。
議長	<p>次に、日程第6議案第36号 令和5年度 第4期美馬市農用地利用集積計画書についてでございます。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは、諮問でございます。お手元にお渡しをしております資料のとおり、新規の利用権設定面積は、20,065 m²、更新はございません。利用権設定筆数は、26筆、利用権を設定する件数、延べ5件、利用権設定を受ける者・組織は、8件 です。</p> <p>以上の計画は、18条第3項の、各要件を満たしております。ご意見ございますか。</p>
委員一同	(無し)
議長	お諮りいたします。それでは、議案第36号令和5年度 第4期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。</p> <p>(議長挨拶)</p> <p>以上をもちまして、令和5年第7回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。委員の皆様、3年間、お疲れさまでした。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。